



# 南幌引き綱乗馬体験・牡蠣三昧御膳 ・なんぽろ温泉ハート&ハートの温泉入浴！

☆馬のイメージ写真



■出発日／2026年1月29日（木）・2月26日（木）  
・3月12日（木）・4月17日（金）

■旅行代金／13,980円（大人お一人様・子ども同額）  
(※インターネットからの予約で500円引き)

■募集人員／20名 最少催行人員／15名

■食事／昼食1回 ■添乗員／同行 ■バスガイド／なし

■利用バス会社／北海道中央バスグループ又は  
ドリーム観光バス



南幌町郷土文化資料室



ことぶきや/牡蠣三昧のスペシャル御膳



なんぽろ温泉ハート&ハート(南幌温泉)

集合／中央バス札幌ターミナル1階待合室（出発の15分前集合）		食事
(9:05集合) 中央バス札幌ターミナル<9:20出発>	=<高速道路経由>	
===== 南幌ライディングパーク（馬のレクチャー・1名様5分の引き綱乗馬体験または餌やり体験）<約60分>	=====	朝 ×
===== 南幌町生涯学習センター郷土文化資料室（見学）<約40分>	=====	昼○
===== 南幌町ふるさと物産館（ビューロー）（買物）<約35分>	== なんぽろ温泉ハート&ハート（温泉入浴）<約90分>	夕 ×
===== 江別河川防災ステーション（買物）<約30分>	===== 中央バス札幌ターミナル<17:00頃>	

\*青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。

\*天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。

\*入浴のため、タオル・着替えなどご持参ください。ボディソープ・シャンプーは浴室に備え付けがございます。

\*南幌ライディングパーク・南幌郷土資料室は状況による2班分け見学時がございます。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

写真はすべてイメージです。

LINE公式アカウントを開設！

友達登録していち早く旅の情報をゲットしよう！



## <ご参加される皆様へお知らせ>

- 当ツアーやは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げております。集合時間・集合場所のお間違ないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツアーは出発させて頂きます。)
- バス座席割りは、当社で決めさせて頂きます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます。
- バス車内は終日禁煙とさせて頂きます。
- 緊急連絡先：080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外は不通となっております)
- このパンフレットが最終行程表となります。

### 集合場所のご案内



## 旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス㈱(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

#### ●旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂きます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の確認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)申込金(お 1人様)

旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円  
6万円未満 12,000円  
10万円未満 20,000円  
15万円未満 30,000円  
15万円以上 旅行代金の20%

●団体グループ料金について

(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者か有しているとみなします。

(2)契約責任者は当社が定めるまでに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

(4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あくまでも運送機関等の運送業者を契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行発券の前日からさかのばって13日目にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なしで旅行代金・取消料・追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用料はお客様の申し出がない限り、お客様の承諾日と致します。

●旅行代金の返却

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はあとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこれども料金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認下さい。

#### ●旅行内容の変更

当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦争、暴動、連絡・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない連絡サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめやわかに当該事由が当社との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合はあくまでも変更には説明致します。

#### ●旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施にようする費用(当該契約内容の変更のための提供を受けなければならぬ旅行サービスに対する取消料、契約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときはサービスの提供が行われているにも関わらず連絡・宿泊機関等の座席・部屋その他設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額旅行代金を変更します。

#### ●取消料

(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。

①契約内容の重要な変更が行われたとき  
②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき  
③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき  
④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき

⑤当社の滞すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき  
⑥当社により旅行契約の解除及び催行中止

(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないとときは、お客様が当社が定めた期日までに旅行代金を支払われないとときは、取消料に相当する額の違約料をお支払い頂きます。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払い頂きます。

(2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことがわかつたとき  
②お客様が病気、重病、怪我等の重要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないとい認められたとき  
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき

④お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき  
⑤お客様の個人契約書面に記載した最少旅行人員に満たないとき  
この場合は旅行開始日の前から起算してかのばって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知を致します。

⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ示した旅行条件が造成しないとき  
⑦天災事変、暴動、連絡・宿泊機関等の運賃・料金等のサービス提供の停止、官公庁の命令、その他の当社が関与し得ない事由が発生した場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となつたとき、またはその恐れが極めて大きいとき

⑧旅行代金に含まれるもの

旅行日程に示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合による一連の利用されなくとも原則として払戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)

●添乗員等

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するため必要な業務とさせて頂きます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

#### ●当社の責任及び免責事項

①当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。

②手荷物について生じた(1)損害について同一の規定にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

#### ●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行旅行料、契約料その他の旅費に相当する額の違約料をお支払い頂きます。

③国内旅行の旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

④旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑤旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑥旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑦旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑧旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑨旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑩旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑪旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑫旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑬旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑭旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑮旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑯旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑰旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑱旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑲旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

⑳旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉑旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉒旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉓旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉔旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉕旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉖旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉗旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉘旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉙旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉚旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉛旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉜旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉝旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉞旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。

㉟旅費にかかる場合に於ける、(1)旅費にかかるわざず損害発生の翌日から計算して14日以内に当社に対して通知があつたとき限り、お 1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除外されます)として賠償致します。